

令和5年度の定期報告対象特殊建築物は次の通りです。

用途	要件
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの 2階に対象用途の床面積が500 m <sup>2</sup> 以上のもの

注) 1)この表において、「地階若しくは(又は)3階以上の階にあるもの」とあるのは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるものを示します。

2)複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとします。